

台風時（暴風警報等発令時）における臨時休業について

県立北部農林高等学校

1 暴風警報発令に伴う生徒の臨時休業の取扱いについて

- (1) 生徒の出校は基本的に教育庁からのテレビ・ラジオ等の情報に従う。
(当該地域への「暴風警報」が発表され、臨時休校が伝えられたとき。)
- (2) 登校後、暴風警報が発表された場合には、校長が次の二つの要件を満たすことにより判断します。
 - ① 当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。
 - ② 当該区域において、バスの運行が停止又は停止されることが明らかなとき。

2 暴風警報解除による登校について

次の二つの要件の内いずれかを満たし、かつ台風の来襲による事故発生のおそれなくなつたと判断した場合は、出校とし、登校時間は午後1時とします。

- ① 当該区域が暴風域外となつたとき
- ② 当該区域においてバスの運行が午前11時までには再開されたとき

※ 暴風警報の解除が12時以降に行われた場合引き続き臨時休業の処置を行う。

※ 暴風警報が解除されてもバスの運行再開が午前11時以降に行われた場合、引き続き臨時休業の処置を行う。

※ 校長は非常変災その他急迫の事情があるときは、休校の処置をとることがある。

3 生徒の安全確保について

- (1) 登校前の注意
テレビやラジオ等で台風情報について確認する。
- (2) 暴風警報発令後及び解除後の登下校の注意
通学路の安全確認を十分に行い、風雨が強い場合、落下物や足下等に十分気をつける。
また、車両などに注意を払い、交通事故にも気をつける。
- (3) 台風で休校の場合は、自宅待機とする。決して外で遊ばないようにし、特に海岸には、絶対に行かないこと。